

肝付町障害者活躍推進計画（第2期）

機関名	肝付町（町長部局）	
任命権者	肝付町長	
計画期間	令和7年4月1日～令和12年3月31日（5年間）	
肝付町における障害者雇用に関する課題	肝付町においては、肝付町教育委員会との特例認定により、両機関を合算して障害者任免状況通報を行っており、令和6年6月1日現在の実雇用率は2.59%で、法定雇用率を下回っています。今後とも、障害者の計画的かつ積極的な採用を本計画のもと取り組み、また、障害のある職員を含むすべての職員がお互いを理解し、働きやすい職場づくりを目指していく必要がある。	
目標		
①採用に関する目標	【実雇用率】（各年6月1日時点） （各年度）当該年6月1日時点の法定雇用率以上 （参 考）令和6年6月1日時点の実雇用率：2.59% （評価方法）毎年の任免状況通報により把握・進捗管理。	
②定着に関する目標	不本意な離職者を極力生じさせない。 （評価方法）毎年の任免状況通報のタイミングで、人事記録を元に、前年度採用者の定着状況の把握・進捗管理。	
取組内容		
1. 障害者の活躍を推進する体制整備		
	(1) 組織面	○障害者雇用推進者として総務課長を選任する。 ○必要に応じて、組織内の人的サポート体制（産業医、障害者雇用推進者、障害者雇用推進チーム、実務者チーム、障害者職業生活相談員、職場適応支援者、支援担当者等）を整備するとともに、組織外の関係機関（鹿児島労働局、鹿屋公共職業安定所、その他障害者が利用している支援機関）と連携体制を構築し、役割分担及び各種相談先を整理した上、関係者間で支援状況を共有できる体制の構築を検討する。 ○役割分担及び各種相談先については、人事異動等に変更が生じるため、定期的に更新を行う。
	(2) 人材面	○障害者職業生活相談員に選任された者（任用予定のものを含む。）は鹿児島労働局が開催する障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。 ○障害者が配属されている部署の職員を中心に、年に1回以上、厚生労働省障害者雇用対策課又は鹿児島労働局が開催する「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」の受講案内を行い、参加を募る。（過去に同講座を受講したことがない職員に限る。） ○職員に対し、障害に関する理解促進・啓発のための各種研修資料の配布や研修の受講機会を提供する。
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出		
		○現に勤務する障害者が従来の業務遂行が困難となった場合、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討を行う。 ○新規採用又は部署異動時その他定期的に面談を行い、障害者と業務の適切なマッチングができているかの点検を行い、必要に応じて検討を行う。
3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理		
	(1) 職務環境	○基礎的環境整備として、エレベーター、多目的トイレは設置済であるが、障害者の要望を踏まえて環境整備を検討する。 ○新規に採用した障害者については、定期的な面談により必要な配慮等を把握し、継続的に必要な措置を講じる。 ○なお、措置を講じるに当たっては、障害者である職員からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。

	(2) 募集・採用	○軽易な業務に従事する職員（会計年度任用職員等）の募集に際しては、障害者枠を設けるとともに、障害特性に配慮した選考方法や職務の選定を工夫し、知的障害者、精神障害者及び重度障害者の積極的な採用に努める。 ○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。 ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
	(3) 働き方	○テレワーク勤務等の活用を促進するとともに、時間単位の年次休暇や病気休暇などの各種休暇の利用を促進する。
	(4) その他の人事管理	○定期的な面談の設定及び必要に応じて随時面談を実施し、状況把握・体調配慮を行う。 ○中途障害者（在職中に疾病・事故等により障害者となった者）については、円滑な職場復帰のために必要な職務選定、職場環境の整備等や通院への配慮、働き方等の取組を行う。
4. その他		
		○各関係法律等に基づき、障害者の活躍の場を拡大できるよう、適切な支援、配慮に努める。 ○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。